

栃木県県民の森指定管理者の募集に関する質問への回答書

No	質問	回答
1	公募要領 3 ページ 1 当該公の施設の設置の目的、規模、その他概要に関する事項 (3)施設の規模及びその他概要 ④延床面積 森林総合管理センター：約 1,045 m² R8 年版では、木工体験館が対象外となっているが、施設の延床面積が R3 年版と変更なく、その理由を回答いただきたい。	森林総合管理センターは、県民の森管理事務所とマロニエ昆虫館の面積のため、木工体験館の面積は含んでおりません。
2	公募要領 3 ページ 1 当該公の施設の設置の目的、規模、その他概要に関する事項 (3)施設の規模及びその他概要 ⑤施設の内容 森林学習展示施設（森林展示館、マロニエ昆虫館等）との記載がありますが、この「等」の意味を回答いただきたい。具体的な施設例で示していただきたい。	記載施設の他、全国育樹祭記念緑地、全国植樹祭記念緑地、バーベキュー広場等、具体的な施設内容については、「県民の森の利用状況等諸資料」3 ページにて御確認ください。
3	公募要領 4 ページ 2-1 指定管理者が行う管理基準 (4)利用料金制度 ①（利用料金） キャンプ場の利用料金について、表記以外の料金の設定が可能であることを回答いただきたい。	利用料金を徴収できるのは、キャンプサイト及びシャワーについてのみですが、料金の設定は、条例で定める範囲内において、知事の承認を得た上で指定管理者が定めることとなっていますので、具体的な内容については協議を行います。
4	公募要領 8 ページ 9 モニタリング (1)利用者アンケートの実施 アンケート等の内容や実施方法は、県との協議の上決定との記載がありますが、これまで実施したアンケートに対して具体的な要望等について、回答いただきたい。	内容や実施方法については、指定管理者決定後に協議を行います。

5	仕様書 5 ページ 第 5 管理運営業務の基準 1 県民の森の施設の維持管理に関する業務 (3)浄化槽保守管理業務 ア 管理箇所 県民の森内 13 基 R3 年版との差異として、17 基から 13 基に削減されていますが、削減された浄化槽の場所と名前を回答いただきたい。	指定管理業務外となる木工体験館及びバンガロー分の浄化槽を削減しています。(木工体験館、キャンプ場バンガローA、キャンプ場バンガローB、キャンプ場バンガロー雑排水)
6	仕様書 6 ページ 第 5 管理運営業務の基準 1 県民の森の施設の維持管理に関する業務 (8)浄化槽清掃業務 ア 清掃箇所 森林総合管理センター外 12 基 12 箇所に削減され、保守管理の箇所数と合わないのはなぜか、回答いただきたい。	清掃箇所について、「森林総合管理センター外 12 基」と記載がありますとおり、計 13 基が対象となり、保守管理の箇所と同一です。
7	(別記 4)施設の改築及び修繕等の実施区分 【基本的考え方】 指定管理者からの申し出により、200 万円未満の修繕については、指定管理者が実施可能との記載がありますが、この記載について県側の意向および具体的な実施例等について回答いただきたい	令和 6 年 7 月改定の「公の施設の指定管理者制度に関するガイドライン」の表記に合わせて記載したものです。指定管理者からの申し出がありましたら、検討させていただきます。 また、現在のところ、県民の森について実施例はありません。
8	・設備の老朽化対策について 近年、水回りの設備（埋設管等）の老朽化により、トイレの利用に支障が発生しており利用者の方々への影響が出ております。指定管理者側では対応しきれない規模・金額の修繕が必要な個所が複数ある状況です。 つきましては、令和 8 年以降の県民の森の設備に対する老朽化対策の方針等がありましたら、回答いただきたい。 ・ナラ枯について キャンプ場周辺に数十本見当たるが、対応について回答いただきたい。	設備の老朽化対策及び利用者の安全確保の対応については、必要に応じて検討していきます。

	・林道高原線の危険木伐採業務について 定期的に業務（伐採区域限定）の発注はありますか、回答をいただきたい。	
9	全国育樹祭記念緑地におけるフリーサイト等の自主事業提案の可否について 公募要領 2-2「指定管理者が行う業務の範囲」(2)指定管理業務以外の業務において、「指定管理者が自主事業を行おうとする場合、あらかじめ県と協議し、その承認を得ることとします。なお、自主事業の内容によっては、行政財産の目的外使用許可が必要となります。」と記載されております。 また、選考基準 3「アイデア等評価」においても、業務改善につながる自己評価手法や、利用者の利便性向上や施設の魅力度向上に寄与する創意工夫や斬新性が評価される旨が示されております。 つきましては、県民の森内の全国育樹祭記念緑地を活用した、フリーサイトなど敷地を利活用し新たなキャンプ形態やその他の利活用方法を、自主事業として提案・実施することは可能でしょうか。	提案していただくことは可能ですが、実施については、具体的な内容を県と協議の上、承認を得る必要があります。ただし、内容によっては、承認できない場合もあります。
10	除雪作業に用いる県有機械の貸与の有無について 仕様書 第 5「管理運営業務の基準」1(11)除雪業務において、「機械除雪（除雪グレーダ）」や「凍結防止剤散布（凍結防止剤散布装置車）」と具体的な機械を指定した除雪作業が求められております。 つきましては、上記に指定されている除雪グレーダや凍結防止剤散布装置車について、県から指定管理者に対して無償貸与される県有機械は存在するのでしょうか。	県から指定管理者に対して無償貸与する県有機械はありません。
11	県民の森における森林（樹木）管理計画および実績について 栃木県県民の森条例 第 6 条において、指定管理者の管理範囲が「県民の森（森林に係るものを除く。次条において同じ。）」と定められており、森林管理が指定管理者の業務範囲外であることが示されております。 弊社が管理する他の県営広域公園の森林においては、県が主体となり支障木の伐倒などが定期的に実施されている実績がございます。 つきましては、指定管理者の業務範囲外となる県民の森の森林部分における、今後の樹木管理計画や、過去における支障木伐採などの実施状況がございましたら、お教えいただけますでしょうか。	公募に関する質問でないため、回答の対象外とさせていただきます。

12	バンガローの閉鎖理由および今後の計画について 栃木県県民の森条例 別表（第6条の3関係）には、キャンプ施設の種類として「バンガロー」と「高床式固定テント」は、来年度より提供しないとの説明を受けました。つきましては、「バンガロー」と「高床式固定テント」の閉鎖に至った理由（例：雨漏り、耐震強度などの建築強度の問題）について、ご教示いただけますでしょうか。	施設の一部の老朽化（腐食）により、更新に係る費用対効果を検討した結果、廃止になりました。特にバンガローについては、落下事故等が懸念されるため、令和2年度から2階部分を供用中止しております。
13	バンガロー跡地を活用した自主事業における料金徴収の考え方について 公募要領2-2「指定管理者が行う業務の範囲」(2)指定管理業務以外の業務において、自主事業の実施には県との協議・承認が必要であり、内容によっては行政財産の目的外使用許可が必要となる旨が記載されております。 前述のバンガロー跡地を活用し、新たな自主事業を提案する際に、当該事業において独自の料金を徴収することは可能でしょうか。 その場合、その料金は条例に定める「利用料金」の範疇に含まれるのか、それとも自主事業による「収入」として別途扱われるのか、ご教示ください。	バンガロー取り壊し時期が未定のため、跡地の活用については、検討しておりません。なお、新たな自主事業を提案する際は、自主事業による収入として、独自の料金を徴収することは可能です。
14	自主事業による収入が指定管理料から差し引かれるか否かについて 公募要領6「委託料等の上限額等」(1)委託料の上限額において、県が支払う委託料の上限額は、「経費総額から以下の金額を差し引いた額」として、①利用料金収入見込額、②自動販売機設置収入見込額の2分の1、③太陽光発電設備に係る自家消費分見込額が明記されております。 一方で、自主事業による収入が委託料から差し引かれるかについては、上記の項目に明示されておりません。 つきましては、指定管理者が自主事業により得た収入は、指定管理料から差し引かれる対象となるのでしょうか。	自主事業による収入は、指定管理料から差し引かれません。

15	水道（浄水）施設の直近1年間の施設検査報告書の提供について 仕様書 第5「管理運営業務の基準」1(6)水道施設検査等業務において、飲料水水質検査や検査機関による水質検査、水道施設の巡回点検清掃などが定期的に行われる旨が示されています。 施設の管理運営計画を策定する上で、既存設備の状況を正確に把握することは重要であり、特に設備の不具合等を事前に確認する必要があります。 つきましては、現在の水道（浄水）施設の直近1年間の施設検査報告書をご提供いただけますでしょうか。	水道施設検査等業務に係る「検査機関による水質検査の報告書（1回／月）」は、別添のとおりです。
16	月次報告書および年次報告書の提供について 協定案 第16条「定期報告」において、指定管理者は毎月10日までに前月の施設の利用状況や利用料金収入などを県に報告する旨が定められています。また、協定案 第17条「事業報告書の作成及び提出」において、毎年度終了後に事業報告書を提出する義務が定められています。これらの報告書は、現状把握や今後の事業計画策定において非常に重要な情報となります。 つきましては、直近12ヶ月分の月次報告書（事業進捗状況報告書）および過去5年分の年間事業報告書をご提供いただけますでしょうか。	各報告書の内容をまとめた資料を年度毎に公表しておりますので、県ホームページ「管理運営状況」を御確認ください。（栃木県／指定管理者制度）
17	年間来訪者数のカウント方法について 配布された「過去の施設の利用状況」に記載されている年間来訪者数「16,100人」などという数値について、そのカウント方法が、人数カウンターなどの機械による実測値なのか、あるいは推定値なのか、ご教示いただけますでしょうか。	カウント方法は、全て実測値であり、森林展示館については、手動でカウントしております。

18	県によるモニタリング調査報告書の公開状況および提供について 公募要領9「モニタリング」(3)県による評価項目において、「県は、事業計画書に基づく指定管理業務が適正に実施されているか、指定管理者による管理運営状況を下記項目ごとに評価し、その結果を毎年度公表します」と明記されており、協定案 第19条2においても同様の旨が示されております。インターネット上で検索を試みましたが、当該モニタリング調査報告書を発見することができませんでした。 つきましては、公開されている場合はそのURLをご教示いただけますでしょうか。もし公開されていない場合は、直近3回分のモニタリング報告書をご提供いただけますでしょうか。	モニタリング報告書を含む、各報告書の内容をまとめた資料を年度毎に公表しておりますので、県ホームページ「管理運営状況」を御確認ください。(栃木県／指定管理者制度)
19	シャワー施設の修繕状況および完了予定について 公募要領2-1「指定管理者が行う管理の基準」(4)利用料金制度において、キャンプ施設の利用料金としてシャワーが設定されており、施設として機能することが想定されます。 また、仕様書 第8「留意事項」4「施設の改築及び修繕等」では、見積額100万円未満の修繕は指定管理者が、100万円以上の修繕は県が実施する基本的な考え方が示されております。 シャワー施設が現在故障しているという説明を受けておりますが、当該施設の修繕は進行中でしょうか。また、修繕が今年度内に完了し、利用可能となる予定はございますでしょうか。	シャワー施設は、現在2機中1機故障しておりますが、2機とも今年度内に設備を更新する予定です。
20	トイレ棟および公衆便所の排水処理方式と年次メンテナンスについて 仕様書 第5「管理運営業務の基準」1(3)浄化槽保守管理業務において、県民の森内に13基の浄化槽があること、そして同1(8)浄化槽清掃業務において、13基の浄化槽について年1回（汲み取りを含む）の清掃が指定管理業務に含まれている旨が記載されております。 つきましては、県民の森内に存在するトイレ棟（3棟）および公衆便所（4棟）における	排水処理方式は、浄化槽方式であり、浄化槽の正常な機能を維持するための清掃業務を行う他、設備内の浄化槽汚泥くみ取りを行います。

	具体的な排水処理方式（例：浄化槽方式、汲み取り方式）と、年に一度の汚泥引き抜きを含むメンテナンス方法についてご教示いただけますでしょうか。	
21	管理事務所におけるインターネット光回線の接続状況およびプロバイダー情報について 仕様書 第8「留意事項」1「キャッシュレス決済の導入」において、キャンプ場でのインターネット予約やオンライン決済の導入が求められており、今後DXを推進した新たな管理方法を提案する上でも、安定したインターネット接続環境は不可欠であると認識しております。 つきましては、現時点で管理事務所にインターネット光回線が敷設されているか、また具体的なプロバイダー名や契約しているプラン名についてご教示いただけますでしょうか。	フレッツ光回線を利用し、NTT 東日本のギガらく Wi-Fi ライトプランを契約しています。
22	過去5年間の収支報告書（管理運営に係る経費の収支状況）の提供について 公募要領12「事業報告書等」(1)事業報告書の提出において、年間事業報告書には「管理業務に係る経費の収支状況」を記載する必要がある旨が定められております。しかし、今回の募集要項の資料内には、過去の具体的な収支に関する情報が記載されておりました。実行可能な収支計画を提案し、管理運営の改善策を検討するためには、詳細な収支報告書を分析することが不可欠であると考えております。 つきましては、過去5年間の県民の森の管理運営に係る経費の収支報告書をご提供いただけますでしょうか。年間事業報告書に収支状況の詳細が含まれる場合は、年間事業報告書のみのご提供で問題ございません。	収支状況については、県ホームページ「管理運営状況」を御確認ください。（栃木県／指定管理者制度）
23	キャンプサイトのリニューアル計画の有無および完了予定時期について 現在、キャンプサイトのリニューアル計画（例：車両乗り入れ可能化、区画サイズの変更）があるとの説明を受けました。具体的な内容と、いつ頃までに完了する予定かご教示いただけますでしょうか。	高床式固定テントとバンガローを廃止し、「キャンプサイト（19区画）」を1区画当たり約12㎡から約100㎡へ拡大するとともに、各区画の近くまで車両で荷物を搬入できるよう、搬入路の整備を行います。第2四半期に発注し、今年度中に完了する予定です。